

全	宅	管	理	vol.20	2019 winter
才	一	ナ	一	通	信

■賃貸物件オーナーが知っておきたい改正民法

2020年4月、実に120年ぶりに民法が大改正されます。そこで、数百におよぶ改正条文の中から、賃貸に関わるものをピックアップし、東京グリーン法律事務所の弁護士 伊豆隆義先生に、わかりやすく解説していただきます。

民法改正の理由と目的

今回の民法改正は、取引関係の基礎である契約関係の規定を中心になされました。社会経済の変化に対応し、国民にとってのわかり安さの向上を図ったものです。ここでは、物件オーナーさんにとって関心が高いと思われる賃貸借に関する改正について、具体的な事例を現行法と新法とで対比して説明します。

一部が滅却した場合の賃料



Q1 台風で屋根が壊れ、アパートの一室で雨漏りが発生。居住者は修繕するまで家賃を減額してほしいといっています。災害の場合も賃料を減額しなければならないのでしょうか？

現行法では、物件の一部滅失などの場合の賃料減額についての規定は、賃借人が滅失した割合に応じて減額請求をすることができるものとしていましたが、雨漏りなどで使用・収益できない場合の既定はありません。



A1 新法では、端的に「賃借物の一部が滅失その他の理由により使用及び収益をすることがなくなった場合」減額となると規定しましたので、台風のような災害による雨漏りで一部使用ができない場合は、賃料は減額になります。

修繕義務と修繕権



Q2 「トイレの水漏れを修理したからお金を払ってほしい」と居住者から連絡がありました。居住者が管理会社やオーナーに相談なく修理した場合、費用はオーナーが負担するべきでしょうか？

現行法でも、賃貸人は修繕義務を負い、賃借人が負担した必要費を賃貸人に償還請求できるものとされていますが、賃貸人の所有物である賃貸物件について、賃貸人の意思に反して修理することができるとの規定はありません。



A2 新法は、賃借人に修繕権を認め、①賃借人が賃貸人に修繕が必要である旨を通知し、または賃貸人がその旨を知ったにもかかわらず、賃貸人が相当の期間内に修繕しない場合、もしくは②急迫の事情があるときは、賃借人は修繕権行使して自分で修繕し、費用の償還請求ができるようになりました。トイレの水漏れについては、その度合いが、修理をしないとトイレが使えない場合は、急迫の事情もあると思います。この場合、新法の下では、賃借人が水漏れ修理を管理会社やオーナーに相談なく修理をした場合でも、オーナーは費用を負担する必要があります。

不動産のご相談は
当社まで

東京都江東区亀戸3丁目2番10号

有限会社 大竹商事

TEL (03)3631-0556
FAX (03)3631-0572

